## 《高等部》

# 平成19年度徳島県立盲学校, 聾学校及び養護学校 高等部生徒募集選抜要項

徳島県立盲学校, 聾学校及び養護学校の平成19年度高等部生徒募集選抜は, この要項によって実施する。

### 第1 第1次募集

#### 1 実施校

徳島県立盲学校,徳島県立聾学校及び徳島県立養護学校高等部

#### 2 出願資格

出願資格者は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ(3)で規定される者とする。

- (1) 障害児教育諸学校中学部若しくは中学校若しくは中等教育学校の前期課程を卒業又は修了した者(平成19年3月に卒業又は修了見込みの者を含む。)
- (2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第63条各号のいずれかに該当する者
- (3) 学校教育法施行令第22条の3に規定する者

#### 3 募集定員

各校の募集定員は、別に定める。

#### 第2 出 願

#### 1 受付期間

入学願書等の受付期間は,次のとおりとする。

平成19年1月24日(水)から1月26日(金)まで。

受付は、午前9時から午後4時30分までとする。なお、受付最終日は正午までとする。

郵送により提出する場合は、書留・親展で、1月26日(金)正午までに必着のこと。 ただし、受付最終日の前日までの消印のあるものは受け付ける。

#### 2 出願書類

(1) 出願に必要な書類

ア 入 学 願 書 所定の用紙に必要事項を記載したもの

(様式第39-1~3号)

イ 調 査 書 出身学校長が作成したもの

ウ 受 検 票 所定の用紙に必要事項を記載し、写真を貼付した

もの (様式第40号)

エ 選抜結果通知用封筒 定形封筒(23cm×12cm) に住所・氏名を表記し,

290円切手を貼付したもの (様式第41号)

オ その他, 志願先の学校が高等部生徒募集選抜実施要領に示した書類

- (2) 書類の提出 志願先の学校長に提出する。
- (3) 出願書類請求先 志願先の学校へ書類を請求する。

### 3 盲学校, 聾学校及び養護学校長による措置

- (1) 盲学校, 聾学校及び養護学校長(以下「諸学校長」という) は, 調査書と受検票については, 要項において示された様式をもとに, 志願者の状況に応じた様式を作成する。
- (2) 諸学校長は、所定の期間内に、午前9時から午後4時30分(最終日は正午)までの間、出願書類を受け付ける。天災地変などやむを得ない場合のほかは、期間外及び時間外の受付は一切認めない。また、郵送によるものも、受付最終日の正午までに到着しなければならないが、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。
- (3) 諸学校長は、提出された受検票に受検番号を記入し、契印及び写真への割印を施した上、志願者に交付する。

### 第3 調査書

- 1 諸学校長は、標準様式(様式第4号)を参考として、志願者の状況に応じた調査の様式を作成する。
- 2 調査書の記載事項については、選抜の資料として用いるものとする。

# 第4 検査等

### 1 検査等の内容

- (1) 志願者全員に対して、検査等を実施する。
- (2) 検査等の内容は、実施校ごとに定める。

#### 2 入学考查料

入学考査料は,無料とする。

### 3 検査等の実施

(1) 期日

平成19年2月16日(金)

(2) 日程

各校が実施する検査等の時間については、実施校ごとに定める。

(3) 実施会場

出願先の学校とする。

(4) 結果の処理

諸学校長は、検査終了後直ちに、各校で実施した<u>検査等</u>の採点等を行い、その 処理の厳正をはからなければならない。

### 第5 選抜の方法

諸学校長は、調査書及び各校において実施した<u>検査等</u>の結果などを資料として、 当該学校・学科等の教育を受けるに足る資質と能力を総合的に判断して選抜する。

### 第6 選抜結果の通知

諸学校長は、平成19年2月24日(土)、受検者に選抜の結果を配達記録郵便により 通知する。また、選抜の結果を出身学校長に通知する。

# 第7 第2次募集

第1次募集に応募しなかった者を対象に、次の記載事項以外は、第1次募集に準 じて実施する。

### 1 入学願書等の受付期間

平成19年3月14日(水)から平成19年3月16日(金)まで。

受付は、午前9時から午後4時30分までとする。なお、受付最終日は正午までとする。

郵送により提出する場合は、書留・親展で、3月16日(金)正午までに必着のこと。 ただし、受付最終日の前日までの消印のあるものは受け付ける。

### 2 検査等の期日

平成19年3月20日(火)

#### 3 選抜結果の通知

平成19年3月24日(土)

#### 第8 その他

#### 1 県外に居住する者等の志願手続き

県外に居住する者,または保護者等が県外に居住する者で,一家転住等の特別な事情があって本県の障害児教育諸学校を志願する場合は,第1次募集については平成18年12月11日(月)から12月25日(月)までに,第2次募集については,平成19年2月19日(月)から3月5日(月)までに県外志願特例措置願(様式第42号)を徳島県教育委員会に提出し,承認を受けなければならない。ただし,現在本県の障害児教育諸学校中学部在学者を除く。

### 2 追検査等

検査等の当日,急病,交通事故,天災その他やむを得ない理由で欠席した場合は, 追検査等をもって,検査等に代えることができる。追検査等を希望する者は,第1 次選抜は2月16日(金)まで,第2次選抜は3月20日(火)までに,追検査願(様式第43号)と欠席した理由を証明する書類を出願先の学校長に提出し,承諾を得るものとする。

実施期日については, 各校において定める。

### 3 出願取消及び入学辞退

- (1) 出願を取り消す者が出た場合は、中学校長等は、速やかに出願取消届(様式第44号)を出願先学校長に提出しなければならない。
- (2) 入学を辞退する者が出た場合は、中学校長等は、速やかに入学辞退届(様式第45号)を出願先学校長に提出しなければならない。

#### 4 出願及び選抜についての報告

諸学校長は、出願及び選抜の結果等を平成19年3月30日(金)までに、様式第46~49号により徳島県教育委員会特別支援教育課長あて報告するものとする。

#### 5 入学者選抜に係る個人情報の開示

入学者選抜に係る個人情報の開示は、別記2(121ページ)によるものとする。

#### 6 高等部生徒募集選抜実施要領

- (1) 諸学校長は、この要項に基づいて高等部生徒募集選抜実施要領を作成する。
- (2) 選抜に係る詳細については、諸学校長の定める高等部生徒募集選抜実施要領による。